

精神科病院へ入院中の患者

在宅の者

感染により既に一般病床等に入院中の患者

保健所に相談の上、検査により陽性確認、軽症・重症の判断

検査により陽性確認

- ① 新型コロナウイルス感染症が
 - ・重症の場合
 - ・軽症で感染者が1名の場合

- ② 軽症の場合で、院内でクラスターが発生している場合

- ③ 精神保健福祉法上の非同意入院が必要な場合

所管保健所による転院調整（※）

所管保健所による転院調整（※）

所管保健所による入院・転院調整

（保健所管内で調整困難な場合）
対策本部指揮室での全道域の転院調整
 （情報共有 障がい者保健福祉課）

（保健所管内で調整困難な場合）全道域の転院調整

新型コロナウイルス感染症入院患者受入病床を有する精神科病院への入院・転院調整

精神病床及び新型コロナウイルス感染症入院患者受入病床を有する病院から調整
 ※措置入院の場合は指定病院等

保健所による移送可

転院

（調整可）

（調整困難）

転院

陽性者

陽性者以外の患者
 （濃厚接触有）

陽性者以外の患者
 （濃厚接触無）

当該精神科病院での入院継続
 （個室対応・防護服着用）

○感染症専門スタッフの応援、資材の提供

（院内で感染予防が困難な場合）

所管保健所による転院調整

保健所による移送可

転院

入院・転院

精神科病院において、入院患者及び職員から新型コロナウイルス感染症患者が発生し、医師・看護師等が不足して、対応困難に陥った場合は、必要に応じて、看護職員や医療チーム等の派遣を行う。（公益社団法人北海道看護協会や一般社団法人北海道精神科病院協会の協力による）

※ 措置入院の場合の転院の調整に当たっては、精神保健福祉法施行細則第6条に基づく手続が必要